

命の森を豊かにする。安心して暮らせるまちづくり分科会提言シート（４）
～ 障害者市民～

【目標】

障害のある人もない人も、共にいきいき暮らす箕面
障害者市民が、一人の人と認められる箕面
＝ ノーマライゼーションが実現された箕面＝

* ノーマライゼーションとは、
障害者市民をはじめ、全ての人々の人権が尊重され、安心して人間の
的な日常生活を送ることができる社会をめざすこと。

【指標】

障害者市民の参加に配慮（要約筆記、手話等）した催しの数
障害者市民に配慮（スロープの設置、通路の幅等）した店舗の数
障害者市民を支援するボランティアの人数
障害者市民の就業で得る平均所得
地域で自立して生活をしている（親の扶養に入っていない）障害者市民の割合
ノンステップバスの割合

【現状と課題】

２００７年には、障害者の完全参加と平等を求める「障害者の権利条約」に日本政府も署名し、また、障害者自立支援法（以下、自立支援法）の施行もあり障害者市民にとって「自立」は一層重要な課題となっています。

しかし、自立支援法は、「障害が重度で所得が少ないほど負担がおもくなる」という指摘などがあり、度重なる軽減措置に地方行政は忙殺されてきました。

また、自立支援法と既存のサービスとの関係の整理や財政上の問題が課題となっています。この課題の解決にあたっては、地域での障害者市民の自立を支えるという長期的で一貫した姿勢が必要です。

箕面市では障害者市民の社会的雇用を確立するなど、先駆的な障害者市民に対する施策を進めてきました。

その効果もあり、地域で生活する障害者市民は増えていますが、一方で、まだまだ親の支援に頼らざるを得ない場合も多く、地域で「親亡き後」の生活が維持できない場合もあります。すべての障害者市民が当たり前市民として生

活するためには、「経済面」や「生活面」での自立を日頃から培う必要があります。

そのため、障害者市民にはまだ、当たり前のことが「あたりまえに」出来ない現実など、広く社会の「理解」を深めるための活動を、障害者市民と市民、行政は協力して進める必要があります。

あわせて、箕面市独自の施策をさらにすすめ、障害者市民が地域で「働く」、「学ぶ」など自立のために必要な条件を市民と行政は協力して整備しなければなりません。

また、障害の程度によらず、地域で安心して暮らせるよう生活に係わる必要な「支援」も必要です。

【取組】

1. 市民等が取り組むこと

障害者市民は、障害についての市民の理解を促すため、現状について情報発信のためのネットワークづくりをする。

障害者市民は、自らののぞむ生活を具体的に描き、表現し、支援機関の支援を受けながら実現する努力をする。

また、市民と事業者は、「障害」には様々（身体的、知的、精神的、社会的）な要因があるので、障害者市民のニーズや立場を一括りにできない現状を知り、障害者市民が、地域で暮らすことを理解する。

市民は、地域の自治会活動等について、障害者市民だから、「免除する。」「できない。」ではなく、「できること」を共有し、サポートしながら担ってもらう。

障害者市民は、職安や会社面接に積極的に出かけ、「働きたい」意思を伝える。また、自分は「働けない」という先入観を離れ、さまざまな働き方があることを知る。そのため、自分の置かれている状況をサポート機関（（財）箕面市障害者事業団等）と相談しながら、積極的に自分にむいた働く場を探す。

市民は、障害者市民が「働くことができる」大切さを理解する。同僚に障害者市民がいるときは、ひとりの社会人としてサポートしながら仕事を任せる。

事業者は、障害者市民の「働きたい」意思を尊重し、障害者市民を「雇用する」ための条件整備をする。「障害者市民は働けない」という先入観を離れ、サポート機関と相談し、さまざまなサポート体制があることを知り、十分なサポート

体制をとりながら、本人に仕事を任せる。

市民は、障害者市民の「学びたい」意思を尊重する。クラスメイトやその親は、障害者市民の参加を阻害する「障害」の解消等に積極的に協力する。

2．市民等・行政が協働で取り組むこと

障害者市民の困難や喜び等について知り、理解を深めるための場づくりをする（人権フォーラムなど）。

市民と行政は協働して、障害者市民が働くことについて、箕面市の先進的な施策を知らせるための取り組みを行い、障害者市民の働く場の拡大の応援につとめる。

市民は、行政と協働し、日中活動を含め障害者市民が暮らす場づくりのために、地域の社会的資源（人、建物、介助・相談等のサービス）を協力してコーディネートする。また、市民、事業者は、情報を持ち寄り、コーディネートの場として、社会福祉協議会や地域自立支援協議会などを有効に活用する。障害者市民が自分の選んだ家で、自分にあった生活をするようにする。

教育において、地域で「共に学び」、「共に育つ」ことの現状と重要性を認識し、障害児の教育について、市民と行政との協働をすすめる。

3．行政が取り組むこと

地域のバリアフリーをすすめ、ノーマライゼーションの実現に向けた環境整備をする。

障害者市民の就業で得る所得が向上するよう、事業者と共に障害者市民が「働く」条件整備をする。そのため社会的雇用（障害者事業所制度および（財）箕面市障害者事業団における直接雇用）の維持・発展を支援するとともに、一般就労支援策（箕面市障害者雇用支援センター等）の発展をはかる。

重度の障害者市民も地域で安心して暮らせるようグループホーム、ケアホーム等の条件整備につとめる。

重度の障害者市民も地域で安心して暮らせるよう医療的ケアの条件整備につとめる。

障害者市民、市民や事業者のとりくみをバックアップすると共に、障害者が地域で安心して暮らすための必要な基盤整備を責任をもってすすめる。

特別支援学校に対しても、地域で共に生きることを前提とした教育の充実を求めていくとともに、地域の普通学校での「共に学び」、「共に育つ」教育の充実をはかり、地域で生きることを支える多様な教育の場を選択できるようにする。

大阪府に対して、箕面市内の公立高校に障害者枠をもうけることを求めていく。